

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	15	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 <b>事業所税</b> その他（ ）		
要望項目名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「加工法」という。）は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、地域で生産される農産物を加工し、地域経済に大きく貢献している特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、金融・税制上の支援措置を講ずるものである。                  安価な輸入競合品が増加し、その経営に大きな影響を受けている特定農産加工業者が、新技術の導入、新製品の開発等により経営の改善を図ろうとする場合に、低利融資及び国税・地方税上の支援を行うことは、極めて有効な政策手段となっている。                  このため、加工法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善措置に係る事業の用に供する事業所等について、資産割の特例措置の2年の延長等を要望する。</p> <p>・特例措置の内容                  事業所税の課税標準の特例の延長等                  特定農産加工業者等が経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除するものとする。</p>		
関係条文	地法附第33条第5項		
減収見込額	[初年度] ー ( ▲15 )	[平年度] ー ( ▲15 )	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的                  加工法に基づき、関税引き下げ等の国境措置の変更により経営環境が悪化した特定農産加工業者の経営の改善を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性                  我が国の農業、農産加工業をめぐっては、発効又は妥結している EPA/FTA により輸入農産物や輸入加工品のシェアが高水準にある一方、EPA/FTA 交渉が進捗しており、関税撤廃等の国境措置が段階的に実施され、関税等で保護している我が国農産物や農産加工品への影響が懸念されているところであり、農業・農産加工業の体質強化が喫緊の課題となっている。今後の EPA/FTAP 交渉の進展等によっては農業・農産加工業への影響が懸念されるところである。                  こうした状況に対処するためには、農業者との連携により6次産業化を一層推進し、中小企業が大宗を占める特定農産加工業者が安価な輸入競合品に対抗していく必要がある。このため、加工法による税制などの一体的な支援スキームにより、地域農産物を利用し、その商品の特色を生かす加工設備の導入など新商品の開発や新技術の導入を今後さらに進めていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農村の振興</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p>
	政策の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 30 年 3 月 31 日まで（2 年）
	同上の期間中の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
政策目標の達成状況	本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去 14 の国や地域と EPA/FTA 協定の締結による国境措置の撤廃等により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けてきており、原料となる農産物の供給元となる農業者への影響も大きく、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成 28 年度：適用予定事業者数 17 業者</p> <p>適用予定件数 17 件</p> <p>減税見込額 15 百万円</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置である事業所税の軽減を通じて、製造コストを削減したり、高付加価値商品の製造に必要な生産設備の導入等の特定農産加工業者の経営改善への取り組みを促進するものである。地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の売上増加や地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により、供給元である農家の販売先を確保し、農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：特別償却（措法第 11 条の 3、第 44 条の 4、第 68 条の 25）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	制度融資：特定農産加工資金（日本政策金融公庫）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	特定農産加工業者等が承認計画に基づいて施設の取得又は改良を行う場合に金融・税制支援が受けられる。事業実施に必要な資金については低利融資により手当てすることができる一方、本措置により事業立ち上がり時の税負担軽減によりキャッシュフロー改善が図られる。
	要望の措置の妥当性	累次の関税の引き下げ等の国境措置の変更により、経営に大きな影響を受けている特定農産加工業者の経営を改善するための取り組みに関し、本措置により、製造コストの削減、高付加価値商品の製造に必要な設備の導入を促進し、経営基盤の強化を図るとともに、原料農産物の販売先を確保することで農家への影響を緩和することから、本特例措置による支援が妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	適用件数	25件	15件	11件
	金額(百万円)	18	18	7
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準(事業所床面積(m <sup>2</sup> )) (平成25年度) 122,257 m <sup>2</sup> [73,354千円]			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去14の国や地域とのEPA/FTA協定の締結による国境措置の撤廃等により、同事業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。</p> <p>本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、関税引き下げ等の影響を受けている特定農産加工業者の経営状況が益々悪化するとともに、生産した農産物の販売先を失う農家等地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p> <p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業者の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の維持・増加により供給元である農家の販売先を確保し、農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p>			
前回要望時の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去14の国や地域とEPA/FTA協定の締結による国境措置の撤廃等により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けてきており、供給元となる農業者への影響も大きく、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。			
これまでの要望経緯	平成元年度創設。以降6年度、8年度、10年度、11年度、13年度、15年度、16年度、18年度、20年度、21年度、23年度及び25年度に延長。 (課税標準の軽減措置が16年度改正で1/2から1/3に縮減、18年度改正で1/3から1/4に縮減、21年度改正で従業者割を廃止。)			
ページ	15—3			